104 酒税

(4) みなし製造場数

(+)	アるし衣具	=-0120							
			びん詰のた	めのもの			その他	のもの	
	区 分	}	自己の製造 した酒類の びん詰場	共同のびん詰場	販売の便宜 のためのもの	輸出のための もの	設置許可を受けたもの	設置許可を受けないもの	計
			場	場	場	場	場	場	場
総		数	内3 3	-	内6 13	内11 85	内3 3	-	内23 104
清		酒	3	-	6	11	3	-	内17 23
合	成 清	酒	-	-	-	6	-	-	6
しょう	っちゅう { 甲	類	-	-	-	6	-	-	6
	Z	類	-	-	2	6	-	-	8
み	IJ	h	-	-	1	6	-	-	7
ビ	_	ル	-	-	-	8	-	-	内4 8
果	実 酒	類	-	-	1	8	-	-	内1 9
ゥ~	イスキ・	一類	-	-	-	11	-	-	内1 11
ス	ピリッゝ	ツ類	-	-	-	8	-	-	8
J +	F ,	ル類	-	-	1	9	-	-	10
杂生		酒	-	-	2	6	-	-	8

調査対象: 酒税法第28条(未納税移出)第6項の規定により、製造場とみなされた蔵置場数

調査時点 : 平成14年3月31日

(注)「総数」欄及び「計」欄の内書は、実蔵置場数である。

用語の説明:みなし製造場とは、酒税法において、製造場とみなされる場所をいう。

(5) 酒類販売業者数及び酒類販売業免許場数

					販	 売	場	数	>
	Σ	☑ 分		販売業者数	卸売に限る旨	販売方法に発	条件が付されてい	ハないもの	左のうち1年 以上引き続き
	Ľ	. //		拟儿来自奴	の条件が付さ	卸売割合が50%以 が270kl (ビール卸 120kl)以上のもの	上又は卸売数量 売業にあっては	その他	休止している 販売場数
				者	場		場	場	場
販卸 売売	全	酒	類	93	38		49	122	12
方に	ビ	_	ル	6	8		1	-	2
法限にる	洋		酒	3	3		-	3	-
条旨	輸	出 入 酒	類	6	14		-	1	1
件のが条	自	∫清 酒 ・ み □) h	5	14		-	1	-
付件さが	製	合成清酒・しょう	ちゅう	-	-		-	-	-
れ付	/	くビ ー	ル	-	5		2	-	-
てさり	酒	洋	酒	-	2		1	-	-
なて	類	計		5	21		3	1	-
いい もる	そ	の他の酒	類	-	-		-	2	-
のも 及の		合 計		113	84		53	129	15
びび	合計	グ 小売業者の共同購入則	负売機関	9	4		5	-	-
	の √	卸売業者の共同購入期	负売機関	-	-		-	-	-
	うち	製造者の共同購入販	売機関	1	1		-	-	-

	区分				小	売	販	売	業	者		小	売	販	売	場	数	左のうち1年以上引き続き 休止している販売場数			
														者						場	į
	全	$\left(-\right)$	f	設	の	ŧ	の						3,	633						4,335	127
販条		特	3	侏	の	ŧ	の							61						138	-
売件方が	酒	期			限		付							-						1	-
方法に小れ	類				計								3	694						4,474	127
にさ		$\left(-\right)$	f	设	の	ŧ	の							30						43	7
売て	そ	特	3	陎	の	ŧ	の							241						311	4
15.67	ο .	期			限		付							-						4	-
限るもの	0,	み	IJ,	h	だけ	の	もの							50						201	2
旨の	他	薬	用	酒	だけ	の	もの							685						690	-
0					計								1,	006						1,249	13
		1	合		計								4	700						5,723	140
	媒			ĵὶ	•		業							4						6	3
	代			理	1		業							-						-	-

調査対象 : 酒税法第9条(酒類の販売業免許)の規定により、酒類の販売業の免許を受けている販売業者数及び販売場数

調査時点 : 平成14年3月31日

- (注) 1 「販売業者数」欄には、支店、出張所又は荷扱所等の販売場を有するものについては、本店の所在地についてだけ1人として 掲げている。
 - 2 免許に付された販売する酒類の範囲についての条件が2以上の種類(全酒類を除く)にまたがっている場合は、年度内における販売数量の多いものの欄にのみ1人として掲げている。

用語の説明:1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することを言う。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。